

**新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査及び
新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査
公募実施要領**

この要領は、新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査及び新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査の実施にあたり、企画提案公募(プロポーザル)を行い、総合的な審査により業務予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

- ・ 新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査
- ・ 新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査

(2) 委託業務の目的

- ・ 露地栽培がメインとなっている山梨県において、新たな栽培方法である根域制限栽培を導入し、先進的な栽培技術を普及させることで、地域全体の果樹生産力の向上が期待される。
- ・ 今年度、根域制限栽培を導入する中で、本調査により根域制限栽培の導入が及ぼす生産性及び品質向上の効果検証を定量的に行うことで、全国のぶどう農家が根域制限栽培の導入を行うために必要な情報提供を行う。

(3) 予算上限額

- ・ 新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査
5,000千円(消費税及び地方消費税込み)
- ・ 新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査
5,000千円(消費税及び地方消費税込み)

(3) 委託業務の内容

- ・ 別紙「新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査」「新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査」の仕様書に基づいた企画を立案するもの。

(5) 委託期間

契約日から令和7年2月28日(金)まで

2. プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者にプロポーザルへの参加を認める。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の利益となる活動を行う者が事業者の経営等に関わっていないこと。

※共同事業体で参加しようとする場合は、代表者及び構成員は、それぞれ①～③の資格要件を満たすこと。

3. 実施要領の配布

（1）配布期間

令和6年11月20日（水）～令和6年11月30日（土）

（2）配布方法

実施要領は、グローバルぶどう輸出産地協議会のうち代表事業者であるアグベル株式会社のホームページに掲載する。

4. 参加申込み

（1）提出書類

- ① 「企画提案公募（プロポーザル）参加表明書」【様式1】
- ② 「事業者概要及び業務実施に関する実績表」【様式2】

（2）提出期間

令和6年11月20日（水）～令和6年11月30日（土）午後5時（必着）

（3）提出先の注意事項

提出先は、〔別表〕担当窓口のメールアドレスに電子データを送付。

資格要件を満たさない事業者に対しては、メールにてその旨通知する。

5. 企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問

（1）受付期間

令和6年11月20日（水）～令和6年11月30日（土）午後5時（必着）

（2）提出方法

電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問票」【様式3】を使用すること。

（3）注意事項

件名は「新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査」或いは「新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査」企画提案公募に関する質問」とし、電子メール送信すること。

（4）送信先アドレス

〔別表〕担当窓口のとおり。

（5）回答方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

（6）回答予定日

令和6年10月30日（日）

（7）その他

上記（1）の受付期間以外の質問は、原則回答しない。

6. 企画提案書

（1）企画提案書及び関係資料の提出

「企画提案書作成要領」（資料1）による書類を提出すること。

（2）提出期限

令和6年12月4日（水）午後5時まで（必着）

（3）提出先

〔別表〕担当窓口のとおり。

(4) 提出方法

〔別表〕担当窓口宛に電子メールで提出すること。

(5) 注意事項

- ・ 1事業者（共同事業体）につき1提案とすること。
- ・ 独自の提案があれば、その内容を盛り込むこと。
- ・ 提案を取り下げる場合は、「取下げ願い書」【様式4】に署名捺印の上、担当窓口へ提出すること。
- ・ 企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合にも、同様に「取下げ願い書」【様式4】を担当窓口へ提出すること。
- ・ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・ 提案書の再提出は、上記（2）の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。

7. 業務予定者の選定審査

- ・ 別に定める選定委員会において、「企画提案審査基準」（資料2）に基づき、提出された企画提案書による審査を行い、業務予定者を選定する。
- ・ 原則として、提出された企画書等により行う。ただし選定委員会が応募者へのヒアリングが必要と認めた場合には、ヒアリングを実施することとする。なお、ヒアリングの日時・場所等については、別途応募者へ通知する。

8. 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で参加事業者へ通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

なお、通知日は令和6年12月上旬（予定）とする。

9. 契約

契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、別に定める予定価格の範囲内で、事業区分ごとに委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した

者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10. 公平なプロポーザルの確保

(1) 参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加事業者は、競争を制限する目的で他の参加事業者と参加意思及び提案等について、相談を行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加事業者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加事業者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11. 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたっては、目的を十分理解したうえで、グローバルぶどう輸出産地協議会と協議しながら業務を進めるものとする。

(2) 上記協議の結果や事業の調整の必要性等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合がある。

(3) 委託期間において、適時必要に応じ、グローバルぶどう輸出産地協議会と業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

12. その他

(1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。

(2) 提案された提案書については、返却しない。

(3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

〔別表〕担当窓口

グローバルぶどう輸出産地協議会（会長：丸山 桂佑）

電子メール：maruyama.keisuke@agbell.co.jp